

令和2年6月23日

組合員・利用者の皆様へ

かながわ西湘農業協同組合
代表理事組合長 安藤 俊之

不祥事件の発生とお詫びについて

このたびは誠に遺憾ながら、当組合において不祥事件が発生いたしました。当組合では、コンプライアンスを事業の最重要項目の一つとして、様々な取り組みを行ってまいりましたが、このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め深く反省するとともに、組合員・利用者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、心よりお詫び申し上げます。

つきましては、本案件に関する概要と当組合の対応につきましてご報告させていただきます。

1. 不祥事件の概要

当事者の元職員(30代 男性)は、湯河原中央支店、岩原支店、中井支店に勤務していた平成27年7月から令和2年5月までの間に、ご利用者からお預かりした定期貯金の不正解約による着服、キャッシュカードの詐取による金員の着服、さらには建物更生共済の不正解約による解約返戻金の着服を繰り返し行い 累計 4,639 万円(実質被害額 3,045 万円)を着服し、個人的な使途に流用しておりました。

本事案は、令和2年5月18日に不審な取引を検知し内部調査を行った結果、湯河原中央支店、岩原支店、中井支店で着服が判明いたしました。

被害に遭われたご利用者に対しましては、事件の概要、当組合の対応のご説明とお詫びのうえ、当事者及び当事者の保証人からの弁済により正常なお取引に復元させていただいております。

2. 当組合の対応

事件発覚後、法令等に基づき監督官庁など関係機関に速やかに報告するとともに、代表理事専務を本部長とした不祥事対応対策本部の設置、併せて調査チームを編成し詳細に調査を実施いたしました。

当事者である元職員については令和2年5月26日付で懲戒解雇処分とし、令和2年6月5日付で顧問弁護士に刑事告訴を委任いたしました。

また、本事案関係職員についても令和2年6月15日に懲戒委員会を開催し、同日付で厳正な処分を実施しました。併せて令和2年6月22日開催の理事会において、「役員責任調査委員会」を発足し、執行役員の責任を明確にいたします。

当組合では、今般の事件発生を厳粛に受け止め、発生原因等の検証を行い再びこのような事態を起こさないよう、厳重な不祥事再発防止策を策定してまいります。また、法令等遵守、コンプライアンス意識の再徹底、事務管理及び内部監査など、内部管理態勢のさらなる充実強化に役職員全力で取り組み信頼回復に努めてまいります。

つきましては、日頃より当JAを信頼しお取引いただいております組合員、ご利用者の皆様をはじめ、関係各位には多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたことに対し、深くお詫び申し上げますとともに、本事案を公表いたします。

本事案に関する組合員、ご利用者専用のお問い合わせ窓口を次のとおり設置しました。

【組合員、ご利用者様お問い合わせ窓口】

かながわ西湘農業協同組合 本店

総合リスク管理室

TEL0465-47-7136

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(土・日・祝日は除きます)